



黒岩検査員。おはようございます。
H29年度も、残すところ1ヶ月半となりましたが、
年度末に向けて、工事検査における留意点等はございますか？



おはようございます。若井検査員。
それでは、昨年度末の事例を踏まえ、3件ほど紹介します。



3件もあるのですか？



意外とあるんですよ。
まず、1件目は、『“既済部分” 検査を実施したが、
予算を繰越処理してしまったため、支払う予算が無かった』
という事例がありました。



なぜ、そのような事が起こってしまったのですか？



決算見込額に、“既済部分” 検査による支払額を考慮せず、
全額を繰越予算に計上してしまったからです。



“既済部分” 検査の出来高は、
次年度に繰越した予算で支払えないのですか。



『支払いは、工事検査日の属する年度の予算で支払う』とされて
います。



具体的には、H30年3月30日に完成届を受理しても、
H30年4月2日に検査を行うと、H29年度予算では支払えず、
H30年度予算で支払うことになります。

工事検査日と支払予算年度には、注意が必要ですね！



次に、2件目の事例を紹介します。
『2月に、“既済部分” 検査を実施したが、
5億円以上の請負工事であり、検査対象として数量増の部分が、
3月議会の承認が必要であったため、支払いに支障が生じた』
事例がありました。



3月議会承認後に、本契約となってから、
“既済部分” 検査を実施すれば良かったんですね！



議会案件の“既済部分” 検査の場合、
支払い予算の年度割り、議会承認日、変更契約日等を特に留意し
工事検査日を設定する必要があります。



同様に、工事内容変更伺いで変更している場合、
“既済部分” 検査の出来高はどうなるのですか？

変更通知書に係る工事内容の出来高部分については、
工事出来高確認検査の対象にはなりますが、
出来高に対する既済部分の部分支払可能額の対象と
することはできません。



最後に、3件目の事例を紹介します。
『農林水産部及び土木部の所管に属する工事請負の検査は、
出納局長に検査請求しなければなりません、認識不足により、
執行機関で検査を実施してしまった』事例です。



工事検査請求については、
“工事検査通信 No.2” で、以前、紹介されていましたね！

普段、公共工事を発注していない単独事務所等で、
発生しております。



小規模な修繕工事でも、
出納局長に検査請求する必要がありますか？

「工事請負」でなく「修繕料」であっても、
公有財産の主物に関する修繕工事で、
契約金額が 50万円以上の場合は、『工事請負の例による』
とされているため、出納局長へ工事検査請求が必要となります。



再完

●年度末のポイント

- ① 請負代金の支払いは、工事検査日の年度に属します。
- ② 工事内容変更通知書にかかる工事内容の出来高部分については、工事出来高確認検査の対象となりますが、出来高に対する既済部分の部分支払可能額の対象とすることはできません。
- ③ 「修繕料」であっても、公有財産の主物に関する修繕工事で、契約金額が 50万円以上の場合は、「工事請負の例による」とされていることから、出納局長に検査請求しなければなりません。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：黒岩(カワ)検査員



：若井(カキ)検査員